回　覧

令和４年１月５日

自治会員の皆様

東生駒南自治会

会長　清水伸一郎

自宅でゴミを焼却する事は法律で禁止されています。

あけましておめでとうございます。

平素は自治会活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

上記記載通り　自宅でゴミを焼却する事は法律で禁止されています。

ばい煙や悪臭の原因にもなりますので、ゴミは市役所の回収方法どおりの処理をお願い致します。